

参議院議員通常選挙ポスター掲示場  
製作・設置・管理・撤収業務委託（緑区）  
仕様書

1. 総 則

本仕様書は、参議院議員通常選挙ポスター掲示場製作・設置・管理・撤収業務委託（緑区）（以下「委託」という。）を実施するにあたり適用する。

2. 委託概要

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙ポスター掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）の製作・設置・管理・撤収業務を行うものである。

3. 設置数及び設置場所

- (1) 設 置 数      168箇所
- (2) 設置場所      緑区内（別途発注者が提供する略図参照）

4. 履行期間等

- (1) 製作及び設置      契約締結の日～7月2日（水）
- (2) 道路使用許可      設置開始前に、所轄の警察署の許可を受けること。
- (3) 点            検      設置後～7月2日（水）
- (4) 保 守 管 理      設置後～撤収前
- (5) 撤            収      7月21日（月）～7月27日（日）

5. 掲示板の材質等

(1) ポスター掲示場

ア 区画数

18区画

ただし、区画数が変更になる場合は、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）の協議のうえ変更契約を締結する。

イ 規格、寸法等・・・別紙1のとおり

区画数が変更になる場合は、甲と乙の協議のうえ変更契約を締結する。

ウ 表面の印刷事項等・・・別紙1、別紙2のとおり

(ア) 掲示板は、表面を白色とし、区画線、区画番号及び表示欄を印刷する。

(イ) 区画線の太さは1.5mmを標準とし、1区画の大きさは縦・横それぞれ420mm以上とする。

(ウ) 区画線及び区画番号の色は、黒色又はこげ茶色とし、雨等で流れ落ちたりしない素材のものとする。

## エ 材質等

(ア) 掲示板は、下記の材質とする。いずれも耐水性を有する表示仕様とし、テープ、のり、画鋏等を使用して、ポスターを固定できるものとする。

- ① ベ ニ ヤ 材：厚さ 5mm 以上
- ② 再 生 パ ル プ 材：厚さ 3mm 以上
- ③ 再生プラスチック材：厚さ 3mm 以上

(イ) 支柱及び補助等は、下記の材質とする。いずれも強風雨でも掲示板を支える強度を有すること。

- ① 木 材：断面 45mm×45mm 以上で節目の無い角材。(再利用木材・ヒビ入りあるいは変色した木材は使用不可)
- ② その他の素材：強度、耐水性を保持する素材。

(ウ) 補強用木材の材質は、タルキ材とする。

### (2) 補強用木材の取付け

ア ポスター掲示場・・・別紙1のとおり

掲示板としての強度を保つ必要上、裏に補強用木材を取付けること。(掲示板の材質が再生プラスチック材で十分な強度がある場合には、それを証明する書類を提出し、区選挙管理委員会(以下「区」という。)の承諾を受け補強用木材を省くことができる。)

### (3) 製作に当たっての検査等

ア 乙は、掲示板表面の印刷に入る前に、甲に校正原稿等の確認を受けること。

イ 使用材料について、区の指定する場所で検査を受けること。

## 6. 業務工程表

(1) 契約締結後、速やかに区と実施工程等について協議すること。

(2) ポスター掲示場等の委託業務に係る工程表を、着手前に甲及び区に提出すること。

(3) 日程の変更がある場合は、速やかに区と協議すること。

## 7. ポスター掲示場等の設置

### (1) 設置方法等・・・別紙1のとおり

ア 設置方法は、設置場所の状況に応じて、ポスター掲示場は別紙1の形態、又はこれに準じた形態により掲示場を水平に設置すること。

イ 掲示板、支柱並びに杭の取付けは釘等により固定し、番線若しくは同等品以上の結束具にて、強固に補強すること。また、支柱、補助材及び杭を取付ける場合も同様とし、支柱及び補助材の末端は、別紙1のとおり地面等に接する様に設置すること。なお、両端の支柱については、掲示板上端の補強用木材と支柱の接続部をL型金具等で補強すること。

ウ 結束後の番線などの端部は、危険のないように余分な部分は切断し、切断面は折返し等により処理すること。

エ 掲示板に取付ける支柱の長さは、設置場所に応じて調整し、美観などに配慮するものとする。

オ 既存フェンス、柵等に設置する場合は、事前に工作物の所有者、管理者、占有者等による承諾を得ること。また、支柱と工作物の結束については、緩衝材等により既設工作物に損害を与えないようにすること。万一、損害を与えた場合は、直ちに甲及び区に報告すること。修繕等に要する費用は、全て乙の負担とする。

## (2) 設置に係る注意事項

ア 設置場所は、設置場所一覧に記載した箇所とする。ただし、現場状況により設置場所を変更する場合がある。

イ 現場の状況により、指定どおりに取付けることができない場合は、区の指示に従うこと。

ウ 設置作業の際は、必ず設置場所の提供者に事前に挨拶し、できるだけ居住者、管理者の立会いのもと、作業を進めること。

エ 杭等を打ち込む場合、地下埋設物（ガス管、上下水道管、電気・電話の地中ケーブル線等）を調査し損傷を与えないよう細心の注意をはらって設置すること。万一、損傷を与えた場合は、直ちに区に報告し、原状に復すること。その際の費用は、すべて乙の負担とする。

オ 掲示板が、地上工作物（電柱、電話柱、標識等）や樹木により、さえぎられないように設置すること。

カ 乙は、通行中の人及び車等に支障のないよう、十分注意して設置すること。万一、人又は車等に損傷を与えた場合は、直ちに甲及び区に報告すること。損傷に対する治療又は修繕等に要する費用は、全て乙の負担とする。

キ 掲示板、支柱等により、通行人等に危険が及ばないよう、適宜クッション材等で防護措置をすること。また、杭を単管パイプで施工する場合は、上部を防護材等で保護すること。

ク 公園等、住民の憩いの場となっている場所に設置する場合は、安全の確保として、クッション材等で防護措置を行い、支柱付近に近づかないよう、テープ等で囲いをすること。

ケ 強風強雨に十分耐え得るものとする。なお、区が補強を要すると判断する掲示板については、随時、区の指示する補強をすること。

コ 表示部分の投票区番号及び設置場所番号が、雨等で流れ落ちたり、消えたりしない素材のもので記入すること。

## 8. 設置後の検査

(1) 乙は、掲示場等の設置を速やかに区に報告し、検査を受けること。

(2) 乙は、甲から指示された修正等事項については、速やかに対応すること。

(3) 乙は、修正事項等の完了後、区に報告し確認を受けること。

## 9. ポスター掲示場等の保守管理

(1) ポスター掲示場等に破損等が生じた場合は、立候補者のポスターに触れることなく、区の指示により、直ちにポスター掲示場等の補修（掲示板の交換・新規設置を含む、以下同じ）を行うこと。

また、完了後、速やかに区に報告すること。

(2) 定期的に巡回して正常であることを確認し、その記録を保持すること。

また、区の指示により、台風その他気候の状況等に応じて、乙は設置場所の緊急点検を行うこと。

(3) 保守管理にかかる注意事項

ア 区の指示による補修等に迅速に対応できる体制を、常に整えておくこと。

特に、乙の休業日等における体制については留意すること。

イ 休業日等における連絡先（担当者及び電話番号）を、あらかじめ甲及び区に提出すること。

## 10. ポスター掲示場等の撤収

(1) 投票日翌日以降、速やかにポスター掲示場等を撤収すること。

(2) 撤収にあたっては、掲示板のほか、設置に使用した全てのものを回収し、設置場所を原状に復すること。杭穴の埋め戻しは、確実に実施すること。

(3) 撤収に係る注意事項

ア 撤収作業の際は、必ず設置場所の提供者に事前に挨拶し、できるだけ居住者、管理者の立会いのもと、作業を進め、施設等に損傷を与えないよう、注意すること。

イ 撤収にあたっては、設置場所一覧を使用し、撤収漏れのないようにすること。

ウ 乙は、通行中の人及び車等に支障のないよう、注意して設置すること。万が一、人又は車等に損傷を与えた場合は、直ちに甲及び区に報告すること。なお、損傷に対する治療又は修繕等に要する費用は、全て乙の負担とする。

エ 乙は、撤収後の資材処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理すること。

## 11. 撤収後の検査

乙は、掲示場等の撤収後、速やかに甲及び区に報告し、検査を受けること。

## 12. 記録写真の提出

乙は、投票区、設置場所順に編集した以下の写真（写真帳及び電子データ）を提出すること。

電子データはJ P E Gデータを基本とし、投票区ごとにフォルダ整理し、CD-R 2枚程度に収めること。詳細は、区と協議すること。

ア 着手前 ・着手前の全景（場所の特定が可能な程度、引いた写真）

イ 設置状況 ・表示部全景（表示の文字を確認できる拡大写真）  
・ポスター掲示場等を含めた全景（アと同アングルのもの）

ウ 撤収後 ・撤収後の全景（アと同アングルのもの）

※ 写真は、黒板に委託名、設置場所番号及び写真の種別（着手前、設置状況、撤収後）を記入し、写し込むものとする。

### 13. その他

- (1) 道路使用許可申請等、道路使用に要する費用は乙の負担とする。
- (2) ポスター掲示場等が、破損等した場合の復旧にかかる費用は、乙の負担とする。
- (3) 乙が、委託業務の実施にあたって、第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰する場合を除き、その賠償の責任を負うとともに、自ら紛争の処置をすること。
- (4) 乙は、損害賠償のために必要な損害賠償責任保険に加入し、甲に保険証券の写しを提出すること。
- (5) 保険料等を含む、本契約に関する一切の経費は、乙が負担すること。
- (6) 関係法令等を遵守すること。
- (7) 乙は、業務完了後、速やかに甲に報告すること。
- (8) その他、この仕様書に定めのない事項、疑義ある事項については、甲の指示に従い履行するものとする。